

## 感染症発症時の登園について

保護者各位

月映保育園 園長

お子さんが学校保健安全法に定められた感染症にかかった場合、完治してからの登園をお願いしております。下記の登園停止期間は学校保健安全法に定められたもの及び厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、付記させていただいております。  
 なお、医師に感染のおそれがないと判断された場合にはこの限りではありません。  
 登園するときには、下記証明書を記入の上ご提出をお願い致します。

病名	登園停止期間
インフルエンザ	発症後5日を過ぎ、かつ、解熱後3日を過ぎるまで
百日咳	特有の咳がなくなるまで、または抗菌剤による治療が終わるまで
麻疹 (はしか)	解熱後3日を過ぎるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れ後5日を過ぎ、かつ、全身状態が良くなるまで
風疹 (三日ばしか)	発疹が消えるまで
水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
結核	感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症	治療開始1日を過ぎ、全身状態が良くなるまで
手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
ウイルス性胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	全ての発疹がかさぶたになっていること
突発性発疹	解熱後、機嫌が良く全身状態が良いこと
その他の感染症	

キリトリ

### 証 明 書

月映保育園園長殿

組 氏名

病名 \_\_\_\_\_ (発症期間 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ )

月 \_\_\_\_\_ 日より集団生活可能な状態と判断できるため登園して良いことを証明致します。

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名

医師名

印